

資 料

(原子力災害対策指針抜粋)

原子力事業者、国、地方公共団体が探ることを想定される措置等(1/2)

注)本イメージは各主体の一般的な行動を明示しており、各地域においては、地域の特异性に応じた防護措置に係る各主体の行動を取ることをとする。

緊急事態区分	PAZ(半径5km)		UPZ(半径5~30km)		UPZ外(半径30km外)	
	体制整備	情報提供	防護措置	体制整備	情報提供	防護措置
警戒事態	<p>原子力事業者</p> <p>国</p>	<p>国へ通報</p> <p>・住民等への情報伝達</p> <p>・自治体への情報提供</p>	<p>・放射線境界のモニタリング強化</p> <p>・緊急時モニタリングの強化</p> <p>・モニタリング情報の収集・分析</p>	<p>モニタリング※1</p>	<p>モニタリング※1</p> <p>・緊急時モニタリングの準備のための調整</p>	<p>防護措置</p>
警戒事態	<p>原子力事業者</p> <p>国</p> <p>地方公共団体</p>	<p>国及び自治体へ通報</p> <p>・住民等への情報伝達</p> <p>・自治体への情報提供</p>	<p>・放射線境界のモニタリング強化</p> <p>・緊急時モニタリングの強化</p> <p>・モニタリング情報の収集・分析</p>	<p>モニタリング※1</p> <p>・緊急時モニタリングの準備</p>	<p>モニタリング※1</p> <p>・緊急時モニタリングの準備のための調整</p>	<p>防護措置</p> <p>・要員参集</p> <p>・情報収集・連絡体制の構築</p> <p>・自治体への参集要請</p>
警戒事態	<p>原子力事業者</p> <p>国</p> <p>地方公共団体</p>	<p>国及び自治体へ通報</p> <p>・住民等への情報伝達</p> <p>・自治体への情報提供</p>	<p>・放射線境界のモニタリング強化</p> <p>・緊急時モニタリングの強化</p> <p>・モニタリング情報の収集・分析</p>	<p>モニタリング※1</p> <p>・緊急時モニタリングの準備</p>	<p>モニタリング※1</p> <p>・緊急時モニタリングの準備のための調整</p>	<p>防護措置</p> <p>・要員参集</p> <p>・情報収集・連絡体制の構築</p> <p>・自治体への参集要請</p>
警戒事態	<p>原子力事業者</p> <p>国</p> <p>地方公共団体</p>	<p>国及び自治体へ通報</p> <p>・住民等への情報伝達</p> <p>・自治体への情報提供</p>	<p>・放射線境界のモニタリング強化</p> <p>・緊急時モニタリングの強化</p> <p>・モニタリング情報の収集・分析</p>	<p>モニタリング※1</p> <p>・緊急時モニタリングの準備</p>	<p>モニタリング※1</p> <p>・緊急時モニタリングの準備のための調整</p>	<p>防護措置</p> <p>・要員参集</p> <p>・情報収集・連絡体制の構築</p> <p>・自治体への参集要請</p>

※1・・・モニタリングに関しては、さらに検討を行った上で記載を追加・修正する。

原子力事業者、国、地方公共団体が取ることを想定される措置等(2/2)

注)本ページは各主体の一般的な行動を示しており、各地域においては、地域の特性等に反して防護措置に係る各主体の行動を取ることとする。

	PAZ(～概ね5km)※2			UPZ(概ね5～30km)			UPZ外(概ね30km～)		
	体制整備	情報提供	防護措置	体制整備	情報提供	防護措置	体制整備	情報提供	防護措置
O I L 1	事業者 者力	-	-	-	-	-	-	-	-
	公共地 回方 体	-	-	-	-	-	-	-	-
	国	-	-	-	-	-	-	-	-
放射物に係るスクリーニング基準	事業者 者力	-	-	-	-	-	-	-	-
	公共地 回方 体	-	-	-	-	-	-	-	-
	国	-	-	-	-	-	-	-	-
O I L 4	事業者 者力	-	-	-	-	-	-	-	-
	公共地 回方 体	-	-	-	-	-	-	-	-
	国	-	-	-	-	-	-	-	-
O I L 2	事業者 者力	-	-	-	-	-	-	-	-
	公共地 回方 体	-	-	-	-	-	-	-	-
	国	-	-	-	-	-	-	-	-
O I L 0	事業者 者力	-	-	-	-	-	-	-	-
	公共地 回方 体	-	-	-	-	-	-	-	-
	国	-	-	-	-	-	-	-	-

※2・・・緊急事態区分の至面緊急事態においてPAZ内は避難を実施していることが前提。

O I L と防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設置値 ^{※1}			防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ S v / h (地上1 m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000 c p m ^{※3} (皮膚から数 c m での検出器の計数率) β 線：13,000 c p m ^{※4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 c m での検出器の計数率)			避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ S v / h (地上1 m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限 ^{※9}	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ S v / h ^{※6} (地上1 m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{※7}	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300 B q / k g	2,000 B q / k g ^{※8}	
			放射性セシウム	200 B q / k g	500 B q / k g	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1 B q / k g	10 B q / k g	
			ウラン	20 B q / k g	100 B q / k g	

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる O I L の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には O I L の初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1 m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が 20 cm² の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120 B q / cm² 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4 ※3 と同様、表面汚染密度は約 40 B q / cm² 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該地域の牧草を食った牛の乳)をいう。

※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、I A E A の G S G - 2 における O I L 6 値を参考として数値を設定する。

※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

※9 I A E A では、O I L 6 に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準である O I L 3、その測定のためのスクリーニング基準である O I L 5 が設定されている。ただし、O I L 3 については、I A E A の現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、O I L 5 については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

防護措置実施のフローの例



